

## 船舶事故調査報告書

平成24年7月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年11月4日（金） 10時15分ごろ
発生場所	広島県三原市幸崎町南方沖の三原瀬戸 広島県尾道市所在の高根島灯台から真方位255°4,300m付近 （概位 北緯34°19.4′ 東経133°01.9′）
事故調査の経過	平成23年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート ちひろ、5トン未満 273-8967広島、個人所有 8.30m×1.99m×0.70m、FRP ディーゼル機関、86kW、平成8年11月 B 漁船 一丸、1.3トン HS3-50183（漁船登録番号）、個人所有 7.61m(Lr)×1.95m×0.60m、FRP ディーゼル機関、95kW、平成8年7月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年11月26日 免許証交付日 平成21年8月31日 （平成27年7月18日まで有効） B 船長B 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年6月10日 免許証交付日 平成20年4月17日 （平成25年6月9日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 2人（船長A及び同乗者A）
損傷	A 船尾及び船橋構造物に亀裂 B 船首部に亀裂
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者Aを乗せ、幸崎町南方沖の三原瀬戸の釣り場で機関を中立状態とし、船首を東に向けて漂泊した。 船長Aは、船尾甲板上で釣り道具の準備を始めたところ、A船の後方約2,000m付近を北東進中のB船を視認したが、B船の船首がA船の右舷側を隔てる進路に見えたことと、これまで漂泊中には、航行中の他船の方でA船を避けてくれていたので、接近する他船があれば漂泊中のA船を避けてくれると思い、下を向いて釣り道具の準備を続けた。

	<p>船長Aは、右舷船尾甲板にいた同乗者Aの声を聞き、後方至近に接近したB船を認め、衝突直前に船長Aと同乗者Aは、海に飛び込み、平成23年11月4日10時15分ごろ高根島灯台から真方位255° 4,300m付近でA船の船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、10時08分ごろ、広島県竹原市<sup>おおくの</sup>大久野島北東方沖の漁場から、幸崎町南方沖の漁場に移動することとし、約15ノットの対地速力で北東進した。</p> <p>船長Bは、操舵室後方の右舷側に立って手動操舵に当たっていたが、衝突の約2分前、漁具の準備を思い立ち、前方には船はいないものと思い、操舵室左舷側の出入り口に頭を入れて漁具の準備を始めた。</p> <p>船長Bは、立ち上がったところ、船首方至近にA船を認め、機関を中立にしたが、A船と衝突した。</p> <p>船長Aと同乗者Aは、B船に救助され、海上保安部には、船長Aが連絡した修理会社を通じて通報された。</p> <p>船長Aは、腰部に打撲傷、同乗者Aは、左大腿部に打撲傷、誤嚥性肺炎及び事故後心因反応をそれぞれ負った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、微風、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>								
その他の事項	<p>A船、B船は、汽笛を備えていなかった。</p> <p>船長Aは、手動式の膨張式救命胴衣を着用し、膨張試験を2年くらい前に行って異常がないことを確認していたが、泳ぎの邪魔になると思い膨張させなかった。</p> <p>同乗者Aは、腰に膨張式救命胴衣を着用していたが、船長Aも同乗者Aも自動膨張式であると思い込んでいたので、手動による操作を行わなかった。</p> <p>船長Bは、作業用救命衣を着用していなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、高根島灯台西南西方沖で漂流中、船長Aが、B船を視認した際、B船はA船の右舷側を通過する進路であるものと思い込み、船尾甲板で釣り道具の準備を行い、見張りを行っていなかったことから、B船が後方至近に接近するまで気付かず漂流を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高根島灯台西南西方沖を北東進中、船長Bが、前路に他船はいないと思い込み、見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のA船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、高根島灯台西南西方沖で漂流中、船長Aが、B船を視認した際、B船はA船の右舷側を通過する進路であるものと思い込み、船尾甲板で釣り道具の準備を行い、見張りを行っていなかったことから、B船が後方至近に接近するまで気付かず漂流を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高根島灯台西南西方沖を北東進中、船長Bが、前路に他船はいないと思い込み、見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のA船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、高根島灯台西南西方沖で漂流中、船長Aが、B船を視認した際、B船はA船の右舷側を通過する進路であるものと思い込み、船尾甲板で釣り道具の準備を行い、見張りを行っていなかったことから、B船が後方至近に接近するまで気付かず漂流を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高根島灯台西南西方沖を北東進中、船長Bが、前路に他船はいないと思い込み、見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のA船に向けて航行し、衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、高根島灯台西南西方沖において、A船が漂流中、B船が北東進中、両船船長が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>								

	<ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、常に周囲の見張りを厳重に行い、漁具の準備等は、漁場到着後に行うこと。</li><li>・漂泊中であっても適切な見張りを行い、接近する船舶があれば、汽笛に代わる有効な音響による信号により注意を喚起し、早期に機関、舵を操作して衝突を回避すること。</li></ul> <p>また、本事故では、溺水により人命は失われていないが、次のことが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1人乗りの漁船は、漁ろう中は作業用救命衣や救命胴衣を着用すること。</li><li>・膨張式の救命胴衣を使用する場合は膨張方法が、手動式か自動式かなどの特性をよく理解した上で使用し、定期的な点検や消耗部品の交換を行うなどして適切な管理を行うこと。</li></ul>
--	--